

宗教改革と近代デモクラシー（基本的人権）との間「その連続と非連続」

…ジョン・ロックの場合…

川越 弘

今日、日本国憲法が軽率に扱われており、危機を迎えている。その動きに歯止めをかけることが出来ないほどである。最大の原因は、この憲法を定めた原動力に神学的貢献があるという認識に日本人全体が乏しいからではないか。この視点について手探りではあるが、これを求めて行きたいと思う。

憲法第 11 条

国民は、全ての基本的人権を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

2012 年に発表された自民党による憲法改正草案では、この第 97 条が、まるごと削除されている。この基本的人権が軽率に扱われていることに日本の危機があり、教会宣教の危機でもある。なんとなれば、宗教改革のもたらした産物が基本的人権であると、信じられているからだ。

阿久戸光晴は、宮沢俊義の「人権概念が近世に至るまで存在しなかった。古典世界においては『人権の成立史よりは不存在史』と言わざるを得ない。人権概念は近世において成立する。人権は神から与えられたと考えられてきたが、人権が全ての人間に付着しており、それは、奪うことのできない人権を根拠付けるためであった。その目的が達せられたならば、その根拠は神でも自然法でも何でもさしつかえない」（「憲法Ⅱ」論・1959 年）という論点を取り上げ、その反論としてゲオリク・イエリネックの主張する「北アメリカ諸州の『権利宣言』がフランス革命の『人権宣言』の淵源」だと言う。イエリネックは「人権宣言」の起源をカルヴァンにあるとする（「近代デモクラシー思想の根源」）。私もカルヴァンにその根拠を置く。

マクグラスは「カルヴィニズムは世俗化しやすく、宗教的な核が蒸発すると、政治的、社会的、経済的な価値という限られた残滓だけが形を止めた。カルヴィニズムの本来の力が衰えたところでも、なおカルヴィニズムの明らかな痕跡が残されている。…もとの爆発力は失われても、文化という地形にクレーター（噴火口）はしぶとく残った」という。（「カルヴァンの生涯下 p252」…西洋文化はいかにして作られたか…マクグラス著 芳賀力訳 キリスト新聞社）

他方、宗教改革が近代デモクラシー（基本的人権）に影響を与えたのは、宗教改革時の教会規則が都市の改革をもたらしたことから出発していると、渡辺信夫は主張する。「都市宗教改革においては初めから都市の行政秩序と、教会の秩序を別の原理として捉えたことを見なければならない。18 世紀にジョン・ロックが『統治二論』を著して、政教分離という考えが成立したが、この思想の源流は 16 世紀の都市宗教改革だと言わなければならない」と語る。（九州中会 宗教改革 500 年記念講演会 福岡城南教会 2017. 11. 23）

ここに紹介されたロックは、自然法思想や自由主義の源流と言われ、アメリカ独立宣言やフランス人権宣言に影響を与えた、とも言われている。日本国憲法に「基本的人権の尊重」が規定されているが、これをさかのぼれば、ロックに突き当たるのではないかと想定される。

そこで、ジョン・ロックの「統治二論」を取り上げて大まかな概論を語る。前編は「王権神授説」への論駁である。ロックは、ロバート・フィルマーの「家父長兼論」を批判する。王権による国家の支配を『聖書』の記述から正当化する説を否定し、そんなことは『聖書』に書いていないと指摘した。

後編は、「政治的統治について」語る。そこで「第二章 自然状態について」から、全体を概観する。ロックは国家が存在しない全ての人が平等であった「自然状態」を聖書（旧約聖書）から引き出し、その状態から国家の成り立ちを考えていくことで、国家の権力の正当性を打ち出した。

そこでは「政治権力をその起源から理解するには、すべての人間が白然の状態にある。ここから社会の成立を考える。人は自らの判断（自然法・理性）のままに自分自身を処理する自由と平等な状態にある。さらに他人の生命、健康、自由、所有物を護る。この自然法は、すべての者の主であり支配者である神の意志の宣言による。神の作品である人間は、神の欲するままに存続すべく造られているからだ。人間は、全能で無限の知恵を超えた創造主の作品であり、主権を持つ唯一の主の僕であって、神の命と業によってこの世に送り込まれた。この理性による自然法は、キリスト教の世界だけでなく、全ての異教の民族に通用する。『人の血を流す者は、人によって自分の血を流される。人は神にかたどって造られたからだ』という創世記九章六節に述べられた偉大な自然法は、ここに基礎を置いている。ここから自己保存（生存）権が生じる。他人の自己保存（生存）権を侵害しない範囲に限って、自分や他人や人類を保存する。また処罰権も生じる。自分や他人の生命や財産が侵害された場合は、全ての人が加害者に処罰権を与えることが出来る。自然状態にある人間は、相互に一つの共同体を作る。それは『同意』し合う契約（社会契約論）である。『自分だけ孤立しては、人間尊厳にふさわしい生活に

備えることが出来ず、他者と共同関係に生きるように導かれている。これが、人々が政治社会と結合する原因である』(リチャード・フッカー『教会政治の法』第一巻)＊。所有権は自分自身の労働によって生み出される。神の命令に従って大地のいかなる部分でも、耕作し、播種した者は、彼の財産を大地に付け加えたことになる。他の者はそれを奪うことはできない。労働して生産した富を蓄積する手段として『貨幣』が生まれた。貨幣によって、社会を発展させることが可能となる。しかし貨幣から不平等が生まれる。不平等が生まれれば、社会が不安定になる。そこで、人々は自然法の順守を『同意』をもって監視する社会を形成する。ここから政治と司法組織が生まれ、安定した社会が実現する。人々は政治形態を決めて、その支配者に自然権を信託する。そのため、君主のような支配者であっても、国民の所有権を侵害すれば、国民は『抵抗権』を持つことが出来る。信託違反が続けば、新しい国家を樹立する『革命権』がある」と語り、この抵抗権・革命権を「天に訴える (appeal to heaven)」という言葉で表現している。(ジョン・ロック「統治二論」加藤節(たかし)訳から)

翻訳者の加藤節は、解説の「二 神学的義務の期待」の中で、ロックの「プロパティ」概念(財産・資産・人格・身体・生命・健康・自由)について説明する。それによると、ロックは人間を「神の目的」を果たすべき義務を負って創造された「神の作品」とみなす人間観を持っている。その場合重要なことは、「自然における人間はいかにして生きるべきかを、神から指定されている」という。「神の作品」としての人間は、自然に、つまり「政治的社会」に入るに先立って、その「神の意志」に忠実に「自分自身がその義務を負っている」と解説する。

さらに加藤節は語る。「ロックは『神の啓示』と『理性に基づく同意』と『信仰』とを結びつけた。当時、台頭していた『理神論』との親和性があったが、『福音書は理性に反しており、理性を超えるのは何もない』と言う J・トーランド(1696 年)とは、深い溝があった。ロックは『啓示』が人間の自然の能力を超え、『理性を超越する』と証言した。神の『啓示』のもたらす圧倒的な『能力』による神格的『奇跡的権威と使命』が、『理性』に無条件の同意を促した」と解説する。訳者は「ロックは、近代的理性とは異なる、つつましい理性概念を持つ思想家であった」と語る。(ジョン・ロック著「キリスト教の合理性」訳者加藤節の「解説」から)

宮沢俊義は「人権概念は近世に至るまで存在しなかった」というが、ジョン・ロックは、国家が存在しない全ての人が平等であった「自然状態」を旧約聖書から引き出し、その状態から国家の成り立ちを考えることで、国家権力の正当性の結論を導き出した。マクグラスが言うように「カルヴィニズムは、ヨーロッパ諸国やアメリカなど、さまざまな脈絡において自己を確立することができた。そうした状況の

中で、政治的、経済的、宗教的な課題に直接取り組んだのである。カルヴァンの思想における、強力に世界を肯定する性格、特にこれは、彼の後継者によって展開されたものである」（「カルヴァンの生涯下 p251」マクグラス著）と。この両者の違いをどう見てゆくのか。

さらに、ロックの主張する「神の目的」と「神の作品」と関わる自然法を、私たちはどう捉えたら良いのだろうか。そして、彼が根幹としている神の「啓示」と「理性」と「同意」と「信仰」との結びつけを、どう考えるべきか。

カルヴァンはこの問題に対して、「神の恵みは、いかなる人間の業や功績にも先立ち、それらに依存しない無条件の贈り物であり、受け取る者の中に働きかける」（綱要 3-21-1）と言う。そこでは聖霊の働きのもとで、信仰義認において「聖化」として再生されて「神の意志」に生きると主張している。

ハイデルベルグ信仰問答第 60 問の答えに、「神はいっさいの功績なしで、私が罪など犯したことがないように、キリストが私のために果たして下さったあの服従のすべてを、私自身が成し遂げたように見なして下さる」とある。信仰はけ身であるが、地上で受け取る信仰者は「キリストの服従を成し遂げた者として」積極的自発性をもって生きるのである。キリストの復活によって、キリストの義を私たちの義として換算して下さり、私たちの時間と歴史において適用して下さるからである。

この神学体系を飛び越えて、「聖化」の道を歩むことは、単なる実定法に留まることにならないか。そうでないと、基本的人権が自己保存による自己愛と隣り合わせになってしまうからだ。あるいはロックの自然法を神、神の普遍的恵みである「一般恩寵」（common grace）としてとらえるべきか。ここで弁えることは、宗教改革と近代デモクラシー（基本的人権）との連続性と非連続である。

「基本的人権」の「宝庫」が聖書にあるとするならば、私たちは日本国憲法をもっと尊重して丁寧に検討して行かねばならない。私には、これと真正面から取り組んでこなかった反省がある。憲法の言葉に込められている豊かな人間性を掘り起こして人々に伝えることは、これからの教会の宣教の課題となるのかも知れない。憲法を生かすのは、キリスト教会の使命であり責務ではないかと思うからだ。

* リチャード・フッカー

代表作は「教会政治法理論」。社会契約論の先駆者。フッカーの初期作品はカルヴァンとその弟子ベザの影響を反映していると指摘されている。フッカーの「集合的理性」は、ジョン・ロックの思想に影響を与えたと言える。（西原廉太）